

大学通信教育について

令和7年11月18日

文部科学省 高等教育局 大学振興課

大学通信教育の現状

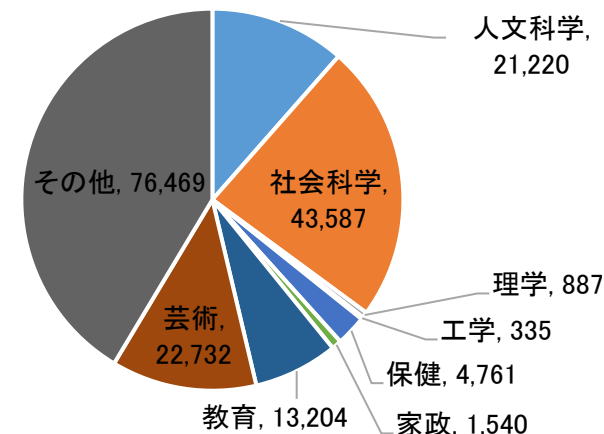
- 通信課程の学生数は、学部184,735人、大学院3,634人（修士2,805人、博士260人、専門職569人）、短大18,209人。
- 通信制大学（学部）は、幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成されている。

■ 通信教育を行う大学数・通信課程の学生数

	学 部	大 学 院			短期大学
		修士	博士	専門職	
通信教育を行う大学数（延べ数。R6）	46	23	11	2	11
通信課程の学生数（R6,人）※正規課程	184,735	2,805	260	569	18,209
うち放送大学学園	60,277	663	87	-	-
通信課程の卒業生数（R5年度間、人）	20,254	838	20	215	6,771

※通信教育を行う大学数については令和6年度全国大学一覧、短期大学一覧より作成（新規募集停止となっている大学を含む）。その他については、令和6年度学校基本統計により作成（正規課程の学生のみ）。

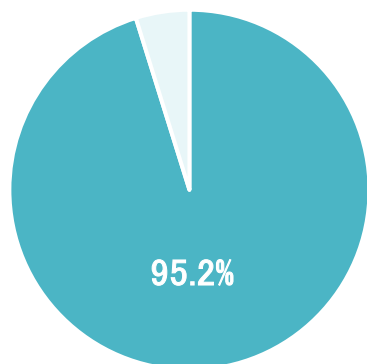
■ 通信教育学部学生数（関係学科別）



■ 通信制大学における学生の特徴

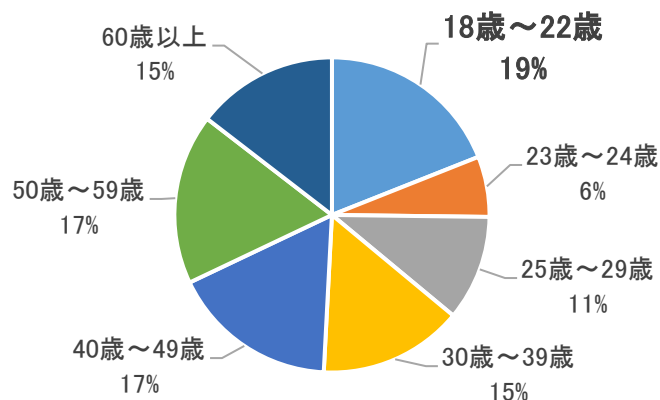
【通学制大学】

－10代入学者割合－

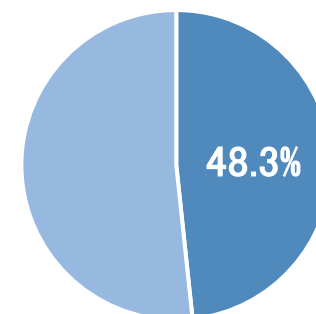


【通信制大学（学部）】

－年齢別学生割合－

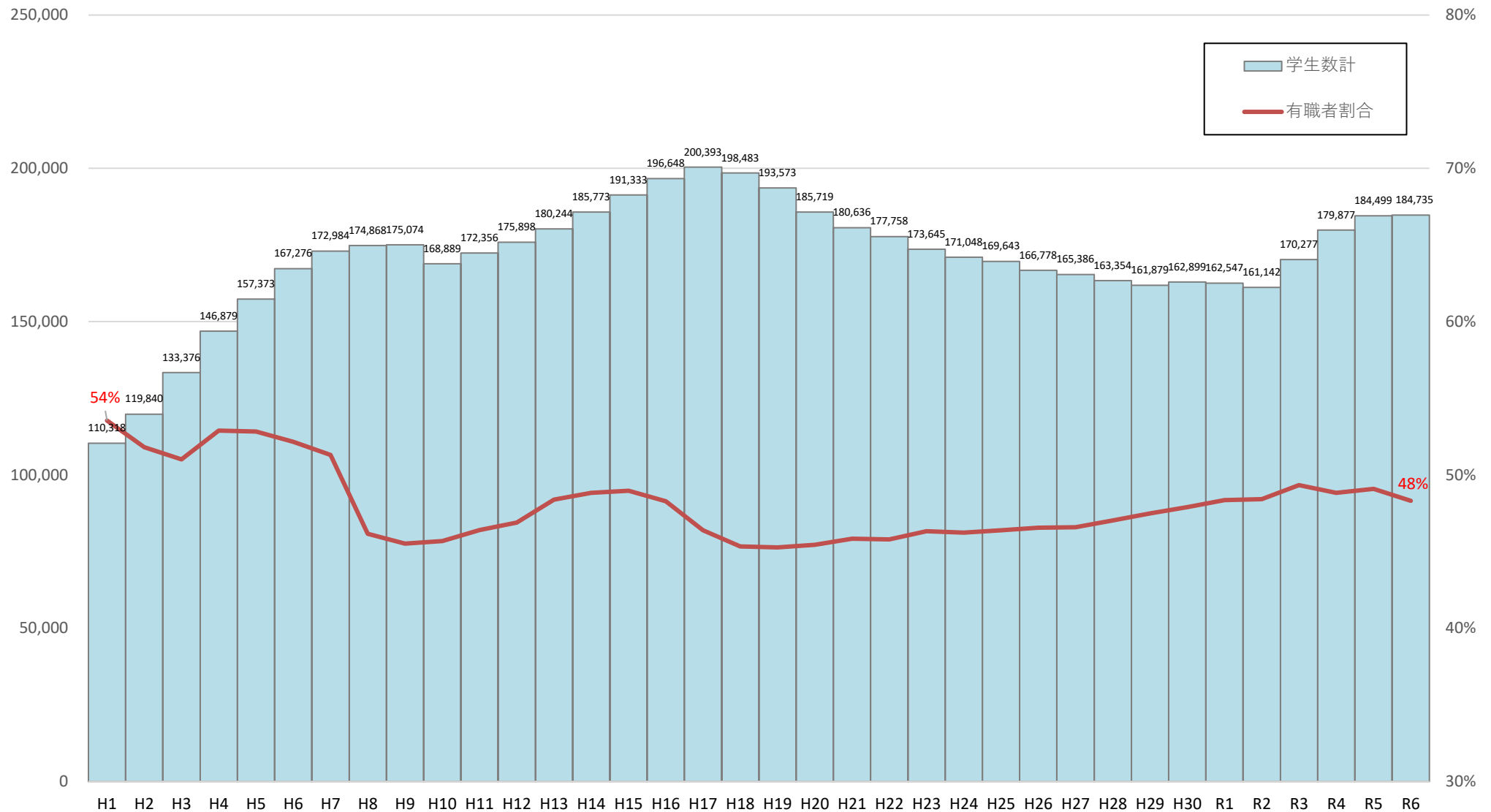


－学生の有職者割合－



通信制大学(学部)の学生数及び有職者割合の推移

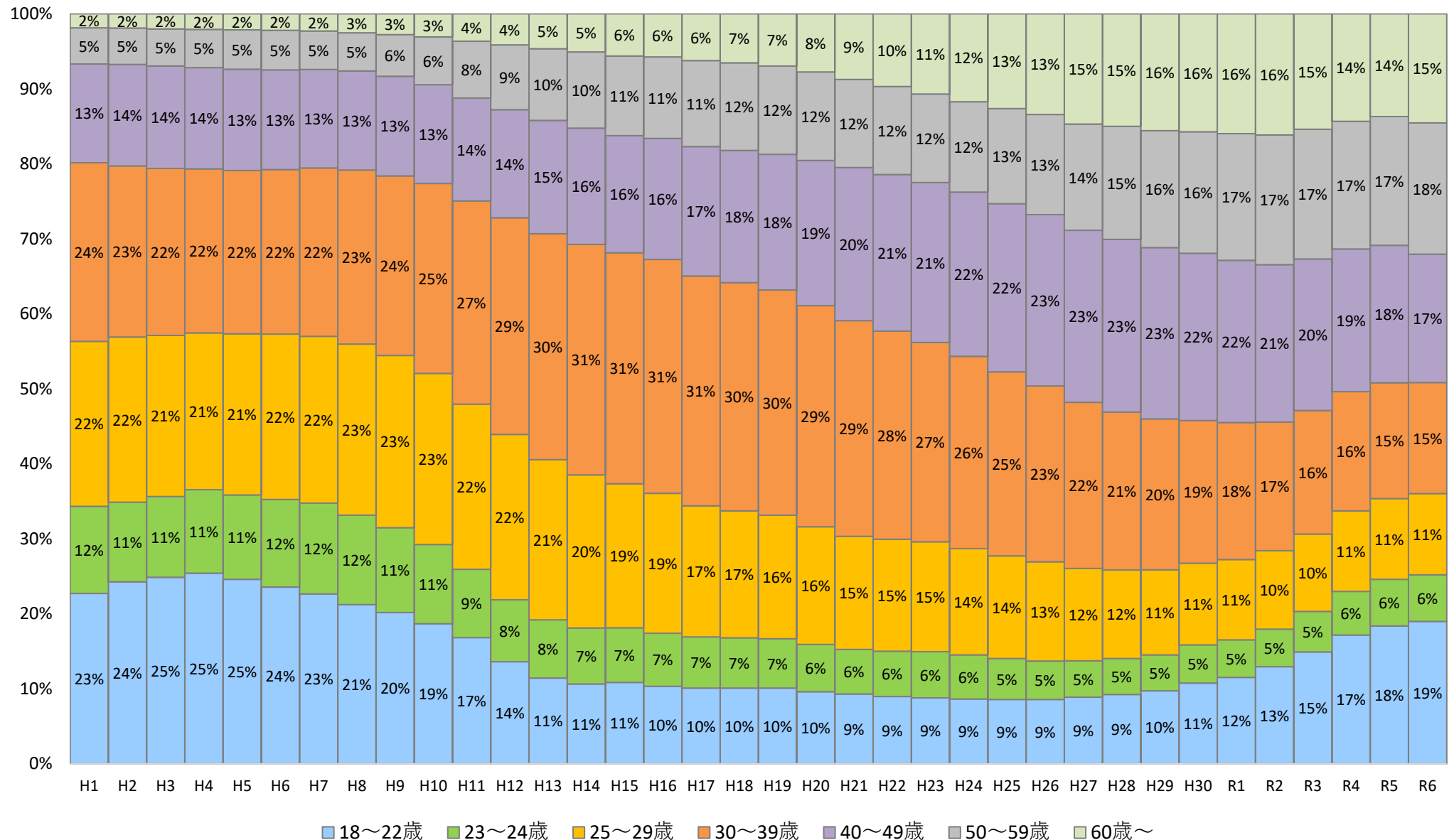
- 通信制大学（学部）の学生数は、平成17年をピークに減少していたが、近年は増加傾向となっている。
- 有職者の割合は、概ね50%程度で推移している。



(出典)文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学(学部)の年齢別学生数の推移

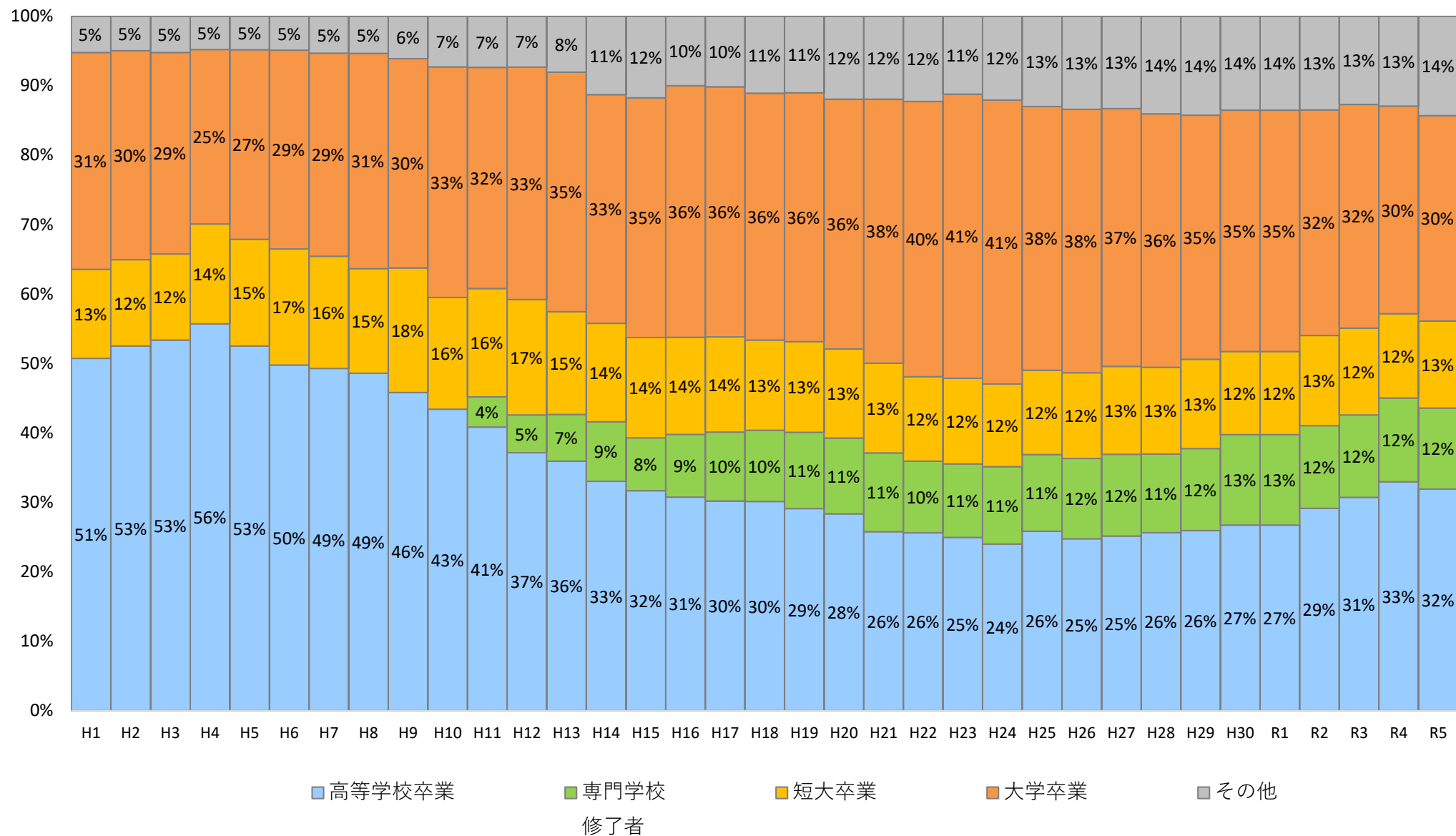
- 通信制大学（学部）の学生の年齢層について、平成初期と比べ、23歳～39歳の学生の割合が減少する一方で、50歳以上の学生の割合が増加した。
- 近年では、18～22歳の年齢層の割合が増加傾向。



(出典) 文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学(学部)入学者の最終学歴の変遷

- 通信制大学（学部）入学者の最終学歴は、平成4年以降「高等学校卒業」の割合が減少し、「大学卒業」や「専門学校修了者」の割合が増加してきた。
- 近年では、「高等学校卒業」の割合が増加に転じている。

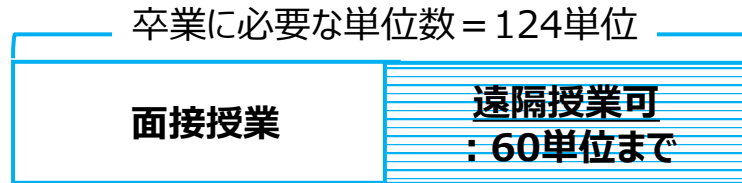


(出典)私立大学通信教育協会「入学調査」(正規の課程のみ)を基に作成

通学制と通信制の授業方法等の比較(設置基準)

通学制の大学

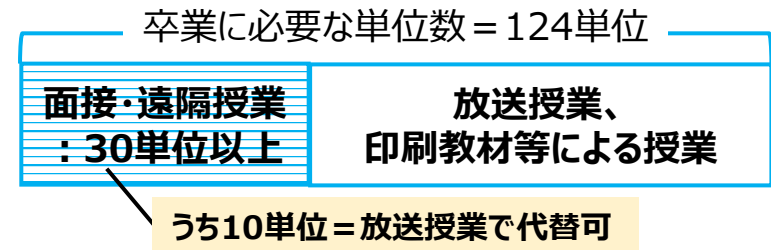
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可
(大学設置基準第32条第5項)



卒業要件となる
単位数

通信制の大学

124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可 (大学通信教育設置基準第6条第2項)



授業の方法

- 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う (大学設置基準第25条第1項)
- 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる (大学設置基準第25条第2項)

【※】平成13年文部科学省告示第51号 (次ページ参照)
⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。

①面接授業

- 同左 (大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)

②遠隔授業 (メディアを利用して行う授業)

- 同左 (大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)

③放送授業

- 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業 (大学通信教育設置基準第3条第1項)
- 添削等による指導を併せて行うものとする (同条第2項)

④印刷教材等 による授業

- 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業 (大学通信教育設置基準第3条第1項)
- 添削等による指導を併せて行うものとする (同条第2項)

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第28号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(参考)参照条文②

○大学通信教育設置基準 別表第一

学部の種類	文学関係	教育学・ 保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・ 社会福祉 学関係	理学関係	工学関係	家政関係	美術関係	音楽関係
収容定員 8,000人の 場合の基幹 教員数	17	17	21	21	21	21	21	17	17	17
収容定員 12,000人の 場合の基 幹教員数	21	21	23	23	23	23	23	21	21	21
収容定員 16,000人の 場合の基 幹教員数	25	25	27	27	27	27	27	25	25	25

備考 一・二（略）

三 収容定員が8,000人未満の場合には、収容定員8,000人として取り扱うものとする。

四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて、4,000人につき基幹教員3人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

五 この表に定める基幹教員数は、この表に定める基幹教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の基幹教員数とし、二以上の学科で組織する場合又は二以上の学部を置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を増加し、又は減ずるものとする。

六 この表に掲げる学部以外の学部における基幹教員数については、当該学部に関連するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

○大学設置基準 別表第一イ(1) その他専門職学科に係るもの等は略

学部の種類	文学関係	教育学関係・ 保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・ 社会福祉 学関係	理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関係	薬学関係 (臨床に 係る実践 的な能力 を培うこと を目的と するもの)	薬学関係 (臨床に 係る実践 的な能力 を培うこと を目的と するものを 除く。)	家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生 学関係 (看護学 関係)	保健衛生 学関係 (看護学 関係を除く。)
一学科で 組織する 場合の基 幹教員数	320-600	320-600	400-800	400-800	400-800	200-400	200-400	200-400	300-600	300-600	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400
二以上の 学科(専 門職学科 を含む。) で組織す る場合の 一学科の 収容定員 並びに基 幹教員数	10	10	14	14	14	14	14	14	28	28	14	10	10	10	12	12	14
収容定員	200-400	200-400	400-600	400-600	400-600	160-320	160-320	160-320	240-480	240-360	160-240	160-240	160-240	160-240	160-320	-	160-320
基幹教員数	6	6	10	10	10	8	8	8	16	16	8	6	6	6	8	-	8

大学通信教育に係るこれまでの主な制度変遷

昭和22年3月 学校教育法制定

○大学において通信による教育を行うことができることとした。

昭和56年10月 大学通信教育設置基準制定

平成10年3月 大学設置基準等の改正

○メディアを利用した授業について大学設置基準等に規定。

○大学院に通信教育を行う修士課程を置くことができることとした。

平成13年3月 大学通信教育設置基準等の改正

○メディアを利用した授業にインターネットを利用した授業を位置づけ。

○大学通信教育において卒業に必要な124単位全てを、メディアを利用した授業により取得することを可能とした。

平成14年3月 大学院設置基準等の改正

○大学院に通信教育を行う博士課程を置くことができることとした。

平成26年3月 大学通信教育設置基準等の改正

○通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して教室以外の場所のみに
おいて授業を履修させるものについては、教育研究に支障がないなど一定の要件を満たす場合に校舎等の施設の面積基準
を満たさなくてもよいこととした。

令和4年10月 大学通信教育設置基準等の改正

○大学設置基準改正に合わせて改正。

・印刷教材による授業等に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化。

・放送授業に関し、インターネット等を通じて提供する映像、音声等の視聴により学修させる授業も含まれることを明確化。

・大学設置基準と同様、基幹教員制度の導入、単位数の計算方法の変更、教育課程の特例制度の導入等。

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

（6）重視すべき観点

①教育研究の観点

ウ. デジタル化の推進

高等教育のデジタル化は、デジタイゼーション（Digitization）、デジタライゼーション（Digitalization）、デジタルトランスフォーメーション（DX）の3つのステージに分けられる。現在、一部の高等教育機関において先進的な取組がなされているものの、我が国における高等教育のデジタル化が十分に進んでいるとは言えない。

今後は、教学面では対面授業と遠隔授業の長所を組み合わせるなどした新たな授業形態の発展や教育・学修データの分析による学修支援や教育改善、AI等を活用したより効果的な教育内容・方法の開発、仮想現実（VR）や拡張現実（AR）を用いた新しい学修体験の提供等による高等教育の進化により、学生一人一人の学びの質をより一層高めていくことが期待される。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

①学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

一方、遠隔・オンライン教育については、高等教育を空間的、時間的制約から解放する可能性があることから、オンライン環境で経験の全てが代替し得るものではないことに留意しつつ、推進することも重要である。

＜具体的方策＞

○ 遠隔・オンライン教育の推進

- ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。
- ・ 遠隔・オンライン教育を活用した、同一地域内や他地域、海外との大学間連携による授業の共有化などの取組を、質の確保を前提とした上で促進する。
- ・ 高等教育機関における国際協働学習の充実のため、オンラインの活用の促進や、好事例の周知等を行う。

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

＜具体的方策＞

○ 大学設置基準及び設置認可審査等の見直し

- ・ 社会的な必要性や持続可能で質の高い学修環境・研究環境であるかという視点をこれまで以上に重視することとし、通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

Ⅰ. 通信教育課程の質の向上

幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成される通信教育課程の果たす役割も重要である。通信教育課程は、学生の年齢、職業、学歴が多様であり、高等教育機関既卒者のリカレント教育も含めて「だれでも」「いつでも」「どこでも」学ぶことを保障するシステムを体現している。近年、通信制大学（学部）において、18歳～22歳の年齢層の学生の割合や最終学歴が高等学校卒業者の割合が増加しつつあり、若年層学生の受入れという点では平成初期の頃との類似性を見せつつある一方で、50歳以上の年齢層の学生の割合も増加しているなど、社会人を中心としつつも、より多様な年齢・属性の学生が利用している。他方で、こうした学生の年齢や属性については、資格取得・リカレント等の学生の学修目的や学問分野等に応じて、大学ごとに異なる特性が見られる。

また、情報技術の進歩を踏まえ、大学通信教育の手法も、伝統的な印刷教材等とスクーリングによる授業のみならず、メディアを利用して行う授業の活用が広がっている。今後、通信教育課程の質の向上のためには、通学課程とは異なる通信教育課程としての特色と大学ごとの学生属性等の特性の双方を踏まえた教学マネジメントを確立することが必要であり、対面性が確保できるメディアを利用した授業等の更なる活用や教育支援体制の充実等が求められる。

＜具体的方策＞

○ 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し

- ・ 通信教育課程の特色等を踏まえた教学マネジメントの確立、学生の多様な属性等に対応したきめ細かな教育支援体制の構築促進や情報公表を更に促進するために、大学通信教育に関する実態調査を行い、通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善や学生への支援の見直しに向けた検討等を行う。
- ・ 放送大学において、多様なメディアを活用した、より効果的な次世代遠隔高等教育モデルの開発や他大学への普及展開を図る。また、放送大学と私立大学通信教育との連携を推進する。

③大学院教育の改革

Ⅰ. 幅広いキャリアパスの開拓の推進

＜具体的方策＞

○ 多様な進学者の受入れ促進

- ・ リカレント教育・リスクリングを望む社会人や産業界、地域のニーズを踏まえ、企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム、オンライン授業の活用方策等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育・リスクリングの実施に向けた支援を行う。

（3）高等教育への「アクセス」確保

①地理的観点からのアクセス確保

Ⅰ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

他方で、大学進学者収容力が100%未満の道県においては、地方の高等教育機関の振興を図るとともに、上述の地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築が必要である。あわせて、対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを生かし、全国からアクセスできる、より多様かつ実践的な学修が可能となる環境を整えていくことも重要である。

＜具体的方策＞

○ 遠隔・オンライン教育の推進【再掲】